

## 石綿事前調査結果報告について

### 2023年10月1日より、建築物の石綿事前調査は有資格者が行うことが義務付けられます。

既に2022年4月より、工事規模・請負金額に関わらず、改修・解体工事の着手前に石綿使用の有無についての調査が義務付けられておりますが、一定規模以上の工事には都道府県（又は市）と労働基準監督署への事前調査結果の報告が必要となっていますので、今一度ご確認をお願いします。

※報告対象となる工事、報告時の流れや必要資料等は、【別紙1】をご確認ください。

※事前調査が不要となる工事は、【別紙2】をご確認ください。

また、都道府県・労基署への報告に加え、下記についても定められております。

#### ① 事前調査結果の発注者への説明 + 記録の保管（3年間）

※発注者への説明が完了しましたら、説明資料の写しをご送付ください。

工務部技術担当で保管いたします。

#### ② 事前調査結果の現場への備え置き + 記録の保管（3年間）

#### ③ 事前調査結果の掲示 ※大きさA3サイズ以上

### 石綿除去作業がある場合（レベル1～3全て）

石綿除去作業がある場合は下記について定められております。

#### ① 作業計画の作成

#### ② 作業記録の作成 + 記録の保管（3年間）

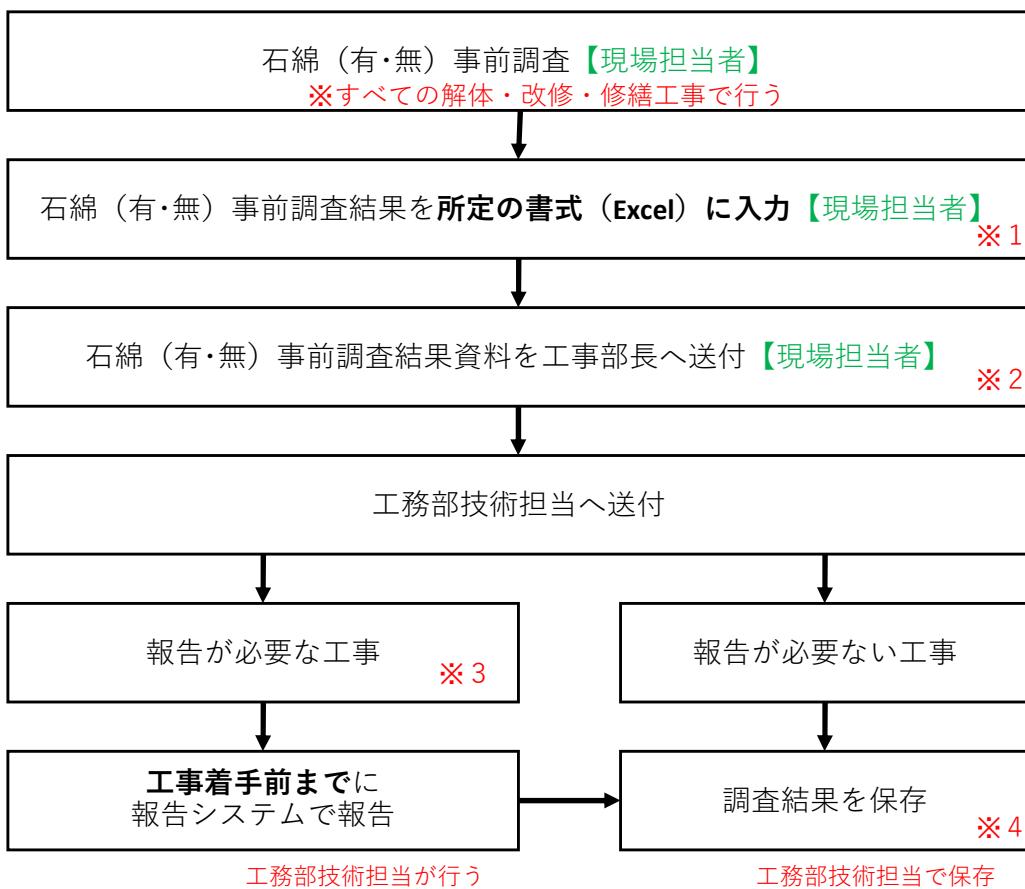
#### ③ 石綿除去作業終了後の発注者への説明 + 記録の保管（3年間）

※発注者へ提出の完了報告書は、竣工書類として一緒に工務部へご提出ください。

※石綿除去作業がある場合は、他にも自治体・労基署への事前手続きがありますので、作業前にご確認をお願いします。【別紙3】

☆上記に関する書類や掲示板の書式は任意となります、船橋市の書式を参考に添付いたします。【別紙4】

## 石綿事前調査結果報告フロー



## ※1

調査・分析（又は報告）が必要な現場を担当された方は、入力する書式データをお送りいたしますので、工務部技術担当へご連絡ください。

## ※2

必要な資料は以下の通りです。

- ①所定の書式（Excel）に調査結果を入力したデータ
- ②調査を行った部分が記載されている図面等
- ③石綿（有・無）の判断根拠
- ④事前調査者の資格の写し（2023年10月から必須）

## ※3

## 【報告対象となる工事】

- ①解体部分の 延べ床面積が80m<sup>2</sup>以上の建築物 の解体工事
- ②請負金額が 税込100万円以上の建築物 の改修工事
- ③請負金額が 税込100万円以上の特定の工作物 の解体または改修工事
- ④総トン数が 20トン以上の船舶（鋼製のものに限る）の解体又は改修工事

## ※4

事前調査又は分析調査を行った実施記録の写しを、**作業場に保管するとともに、調査を終了した日から3年間保存する。**（保存は工務部技術担当で行う）

## 事前調査が不要となる作業

事前調査は大防法、石綿則のいずれにおいても原則として全ての建築物、工作物の解体等を行う際に実施することが義務付けられている。ただし、以下の作業については、建築物等の解体等には該当しないことから、事前調査を行う必要はない。

- (ア) 除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能又はボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しが可能である等、当該材料の除去等を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業。
- (イ) 釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。なお、電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、これには該当せず、事前調査を行う必要があること。
- (ウ) 既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業等、現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業。
- (エ) 国土交通省による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された a から k までの工作物、経済産業省による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された l 及び m の工作物、農林水産省による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された f 及び n の工作物並びに防衛装備庁による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された o の船舶の解体・改修等の作業。
  - a 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項第二号に規定する外郭施設及び同項第三号に規定する係留施設
  - b 河川法（昭和 39 年法律第 67 号）第 3 条第 2 項に規定する河川管理施設
  - c 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備
  - d 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設及び同法第 4 条第 1 項に規定するぼた山崩壊防止区域内において都道府県知事が施工するぼた山崩壊防止工事により整備されたぼた山崩壊防止のための施設
  - e 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設
  - f 海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設
  - g 鉄道事業法施行規則（昭和 62 年運輸省令第 6 号）第 9 条に規定する鉄道線路（転てつ器及び遮音壁を除く）
  - h 軌道法施行規則（大正 12 年内務省令運輸省令）第 9 条に規定する土工（遮音壁を除く）、土

留壁（遮音壁を除く）、土留擁壁（遮音壁を除く）、橋梁（遮音壁を除く）、隧道、軌道（転てつ器を除く）及び踏切（保安設備を除く）

- i 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち道路土工、舗装、橋梁（塗装部分を除く。）、トンネル（内装化粧板を除く。）、交通安全施設及び駐車場（工作物のうち建築物に設置されているもの、石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣及び環境大臣が告示に掲げる工作物を除く。）
- j 航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）第 79 条に規定する滑走路、誘導路及びエプロン
- k 雪崩対策事業により整備された雪崩防止施設
- l ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 13 項に規定するガス工作物の導管のうち地下に埋設されている部分
- m 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成 9 年通商産業省令第 11 号）第 3 条に規定する供給管のうち地下に埋設されている部分
- n 漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 3 条に規定する漁港施設のうち基本施設（外郭施設、係留施設及び水域施設）
- o 自衛隊の使用する船舶（防熱材接着剤、諸管フランジガスケット、電線貫通部充填・シール材及びパッキンを除く）

「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」

p.85~86 より抜粋（[https://www.env.go.jp/air/asbestos/post\\_71.html](https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html)）

## 石綿除去作業に係る届出について

届出書類	届出先	レベル1 吹付け石綿 石綿含有ロックウール 石綿含有吹付バーミキュライト 石綿含有吹付バーライト	レベル2 保温材 断熱材 耐火被覆材	レベル3 石綿含有成形板 石綿含有仕上塗材 建築用下地調整塗材
事前調査結果報告 (①労働安全衛生法 石綿障害予防規則第3条) (②大気汚染法第18条)	①労働基準監督署 ②都道府県または市 ※着工前までに電子報告	○	○	○
建設工事計画届 (安衛法第88条第3項)	労働基準監督署 ※着工14日前まで	○	○	—
建築物解体等作業届 (石綿則第5条)	労働基準監督署	○	○	—
特定粉じん等作業実施届出書 (大気汚染防止法第18条)	都道府県または市 ※着工14日前まで	○	○	—

※管轄自治体により届出が異なる場合がありますので、着工前に必ずご確認ください。